

食材料費（副食費＝おかず代）の取扱いについて

新制度幼稚園、認定こども園、私立保育園を利用し、一定の条件を満たした場合、副食費（おかず代）を免除する制度があります。主食費（ご飯代）は保護者負担となります。

○免除対象

副食費（おかず代）

○免除対象者

- ・ 年収360万円未満相当世帯の児童
- ・ 第3子以降の児童

※市階層 A～C5 及び要保護世帯（ひとり親世帯、障がい児（者）のいる世帯）における市階層 A～C6 に該当する世帯

	第1子	第2子	第3子
年収360万円未満相当の世帯の児童	免除対象		
年収360万円以上相当の世帯の児童	保護者負担		

★対象者算定について

・ 世帯年収360万円未満相当であるか否かの確認は、保護者等※の市町村民税所得割額の合計額に応じて4月と9月に行います。

※保護者等：児童の父母（事実婚含む）、父母の市町村民税が非課税の場合のみ同居の祖父母

- ・ 多子（第3子以降）の範囲について、新制度幼稚園、認定こども園（1号）は小学校3年生までのこども、私立保育園・認定こども園（2号）は小学校就学前までのこどもとなります。
- ・ 世帯構成に変更があった場合等は、教育・保育給付認定の変更申請のお手続きを行ってください。このことにより世帯全体の市町村民税額が変更となり、副食費の支払免除対象となる場合や対象外となる場合は、市役所子ども福祉課から通知します。また保護者の税額に変更があった場合も、市役所子ども福祉課へお知らせください。

食材料費(副食費)の具体的な納付

方法等の詳細については、現在通っている施設にお問い合わせください。

問い合わせ

岩沼市役所子ども福祉課 保育支援係

電話 0223-23-0826

